## 入・進学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方へ ~「在学届」を提出してください!~

過去に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者が、平成22年4月以降 も学部又は大学院に在学する場合、「在学届」を提出することにより在学期間中の 返還が猶予されます。

該当する学生は、下記を参照し届出して〈ださい。( )

記

- 1 届出対象者・・・(1)平成22年4月に大学院へ入・進学する学生
  - (2)以前に「在学届」を提出した者のうち、休学·留年等で 平成22年4月以降も引き続き在学する学生
  - (3)前年度中に貸与が終了(辞退)した者のうち、 平成22年4月以降も引き続き在学する学生

平成 22 年 3 月満期で奨学金の貸与が終了している奨学生は、リレーロ座に加入しているので、10 月から引き落としが始まります!猶予を希望する場合は必ず在学届を提出してください。

- 2 提出期間…平成22年4月1日(木)~4月19日(月)
- 3 提 出 先・・・所属する学部・研究科等の奨学金担当係
- 4 提出書類…「在学届」

「返還のてびき」に綴じこまれている「在学届」(P29)をコピーして使用するか、日本学生支援機構 HP(http://www.jasso.go.jp) 【日本学生支援機構トップページ 奨学金 <奨学金の返還>各種願出用紙 在学届】からダウンロードして使用してください。また、本部奨学厚生グループ奨学チーム(安田講堂1階学生部センター内)でも配付しています。

平成 21 年度途中満期者で在学届未届けの者、一般猶予(研究生、自宅修学生等)で平成 21 年度末まで猶予中の者、返還中で 4 月に入学のため在学届を提出する者等は、上記の 手続き期間及び書類等が異なります。至急本部奨学厚生グループ奨学チーム(安田講堂 1 階学生部センター内)へ申し出て〈ださい。

平成22年3月8日本部奨学厚生グループ